

岩手県告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成26年4月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 大槌町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 大槌都市計画都市施設学校事業 大槌高等学校・おおつち学園小中一貫教育校
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 上閉伊郡大槌町大槌第15地割字迫田及び第23地割字沢山地内の各一部
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成26年4月30日から平成28年3月31日まで